

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年4月1日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年4月1日から令和8年4月15日まで一般の縦覧に供します。

令和8年4月1日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
堰第25号線	川崎市多摩区堰1丁目348番53先	
	川崎市多摩区堰1丁目365番9先	
堰第22号線	川崎市多摩区堰1丁目402番43先	関係図面 のとおり
	川崎市多摩区堰1丁目361番57先	
堰第22号線	川崎市多摩区堰1丁目402番43先	隅きり部
	川崎市多摩区堰1丁目361番57先	